

白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村条例第 3 5 号

白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例

白馬村開発行為の調整等に関する条例(令和 4 年白馬村条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(中規模ホテル等の適用特例)

第 6 条の 2 建築物基準法に規定する用途がホテル、旅館又は簡易宿所である建築物のうち、次のいずれかに該当する開発行為については、第 8 条及び第 11 条から第 13 条までの規定を適用する。

- (1) 施行区域が 2,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の事業
- (2) 建築物の階層が 4 階以上又は地盤面からの高さが 12 メートル以上の事業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 12 月 17 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に建築物基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けているものについては、改正後の第 6 条の 2 の規定は適用しない。